

公告 第661号

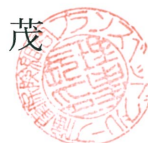
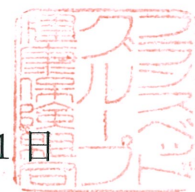
組合規約の一部変更の公告

当組合規約の一部変更申請が別紙のとおり認可されたことにより、変更することを組合規約第50条により公告する。

平成 30年 3月 1日

フランスベッドグループ健康保険組合

理事長 池田 茂



—記—

フランスベッドグループ健康保険組合規約第43条の一部を次のとおり、変更する。

(保険料の負担割合)

第43条 一般保険料額の95.00分の50.00は事業主、95.00分の45.00は被保険者において負担する。

(施行日) 平成30年3月1日より

新旧条文対照表

新	旧
(保険料の負担割合) 第43条 一般保険額の <u>95.00分50.00</u> は事業主、 <u>95.00分の45.00</u> は被保険者において負担する。 以下、略	(保険料の負担割合) 第43条 一般保険額の90.00分の48.00は事業主、90.00分の42.00は被保険者において負担する。 以下、略

以上